

## 11. 住まいの情報とサービス



### 住宅に関する情報

#### 公営住宅

問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

公営住宅は、住宅に困っている低所得者のために供給している住宅です。入居者資格が必要であり、公募により入居者を募集します。

- ◆入居資格：
  - ・現に住宅に困窮していることが明らかであること。
  - ・入居しようとする同居者全員の収入の合計が原則月額 158,000 円以下であること。
  - ・市町村税等を滞納していないこと。
  - ・入居者及び同居者が暴力団員でないこと。
- ◆住宅名称：緑苑団地、旭町団地、9丁目団地、10丁目団地、新10丁目団地、利別東団地、利別本町団地、高島団地、まちなか団地
- ◆その他：公営住宅によっては浴そう、風呂ガマ、給湯器、ストーブ、居室の照明などが個人負担になる住宅があります。家賃は収入に応じて決定されます。

#### 特定公共賃貸住宅

問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

特定公共賃貸住宅は、中堅所得者層などの居住用に供するために設置された住宅であり、公募により入居者を募集します。一般向け住宅（家族用）と独身者向け住宅がありますが、ここでは一般向け住宅（家族用）についてのみ記載します。

- ◆入居資格：
  - ・町内に住所または勤務場所を有する者で町税等を滞納していないこと。
  - ・現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。）があり、所得が町長の定める基準に該当する者。
  - ・入居者及び同居者が暴力団員でないこと。※その他、詳しい内容については係までお問い合わせください。
- ◆住宅名称：3丁目団地

#### 定住促進住宅

問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

子育て世帯の定住を促進するとともに、安心して住み替えできる環境を整備するため、池田町定住促進住宅を設置しました。

- ◆入居資格：
  - ・池田町に定住するため住宅を必要とする方で、入居後、定住促進住宅の所在地を住所地として住民登録する方であること。
  - ・入居申込時に、現に同居し、又は同居しようとする子ども（高校3年生まで）がいること。
  - ・入居者及び同居者が暴力団員でないこと。
  - ・町税等を滞納していないこと。※その他、詳しい内容については下記係までお問い合わせください。
- ◆住宅名称：8丁目定住促進住宅
- ◆問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

#### 池田町住情報ステーション

問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

移住・定住の促進を目的に「池田町住情報ステーション」を開設しています。池田町の空き家・空き地・賃貸マンションなどの住宅情報を一元的に把握し、利用希望者に情報を公開しています。新たにお住まいをお探しの方は、ご活用ください。「池田町ホームページ」から、アクセスすることができます。

HP：<https://www.town.hokkaido-ikeda.lg.jp/kurashi/jutaku/390.html>

HP



#### 住宅等リフォーム促進奨励金

問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

自ら所有・居住する住宅をリフォームする場合、奨励金の交付を受けられます。中古住宅を購入してリフォームを行う場合など、ご活用ください。

- ◆条件：町内業者を利用した 50 万円以上の工事（トイレや風呂など、設備の改善も対象となります。）
- ◆奨励金額：経費の 10% 上限 20 万円。ただし、中古住宅購入後 30 日以内のリフォーム申請は上限 40 万円。
- ◆交付方法：池田町商工会商品券で交付します。

## 池田町住宅取得応援奨励金

問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

池田町内において新築住宅または中古住宅を取得する場合、奨励金の交付を受けられます。

- ◆条 件：取得に係る経費が新築住宅は 300 万円以上、中古住宅（土地代を含む）は 100 万円以上
- ◆奨励金額：「基本奨励金」…住宅取得に係る経費の 100 分の 5  
                  上限額（新築住宅・中古住宅 各 20 万円）  
                  「加算奨励金」…町内建設業者加算 20 万円（新築住宅に限る）
- ◆交付方法：「基本奨励金」は池田町商工会商品券で交付します。  
                  「加算奨励金」は現金での交付も可能ですが、100 分の 80 の交付となります。

## 池田町老朽建物解体促進奨励金

問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

未利用の老朽建物の解体をする場合、奨励金の交付を受けられます。

- ◆条 件：町内に住所を有する事業者によって、総額 20 万円以上の解体撤去を行うもの
- ◆対象物件：建築後 22 年以上が経過し、池田町固定資産税台帳に登録されている戸建住宅・共同住宅・併用住宅、事務所、店舗等（農業施設は対象外となります。）  
                  ※住宅以外の建物に関しては、対象地域に制限があります。
- ◆対 象 者：老朽建物の所有者（所有者が死亡している場合は、法定相続人）
- ◆奨励金額：事業対象経費の 3 分の 1   限度額：老朽住宅 60 万円、老朽事務所、店舗等 80 万円
- ◆交付方法：池田町商工会商品券で交付します。

